

在宅看護センターえん和

指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕

事業運営規程

（事業の目的）

第 1 条 株式会社 ResCare が設置する在宅看護センターえん和（以下「事業所」という。）において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 指定訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員は、利用者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護職員等は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 在宅看護センターえん和
- ② 所在地 福島県安達郡大玉村大山字東 7 9

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第 4 条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1 人（保健師又は看護師による常勤兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

（2）看護職員 2.5 人以上（常勤若しくは非常勤）

看護職員（准看護師を除く）は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び看護予防訪問看護報告書を含む。）を作成し、事業の提供に当たる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365 日。
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。
- ③ 電話等により、24 時間常時連絡対応が可能な体制とする。

（事業の内容）

第 6 条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 褥創の予防・処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

（利用料等）

第 7 条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬及び診療報酬告示上の額に各利用者の負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を片道 1 キロメートルにつき 50 円を徴収する。

3 その他、利用者が負担することが適当と認められるものの実費について徴収する。

4 前 2 項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第 8 条 通常の事業の実施地域は、大玉村、本宮市、二本松市、郡山市（富久山町、日和田町、喜久田町、西田町、富田町、八山田）、福島市（松川町、飯野町）の区域とする。

（掲 示）

第 9 条 事業所は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者等のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所に備え付け、いつでも関係者が自由に閲覧できるものとし、更に重要事項をウェブサイトに掲載する。

（緊急時等における対応方法）

第 10 条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

（虐待防止の為の措置）

第 11 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じるものとする。

- 2 虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 3 虐待防止の為の指針を整備する。
- 4 従業者に対する虐待防止を啓発、普及するための研修を定期的実施する。
- 5 虐待防止に関する責任者を管理者とする。
- 6 利用者的人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待の恐れがあった場合には、直ちに防止策を講じ市町村へ報告をする。

（身体拘束等適正化推進のための措置）

第 12 条 事業所は、訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下（身体拘束等）という。）を行わない。

- 2 前項の身体拘束等を行う場合には、利用者とその家族に同意を得て、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（ハラスメント防止のための措置）

第 13 条 事業所は、職場において行われる性的な言動又は、優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等に基づくハラスメント指針及びカスタマーハラスメント行動指針を下に、必要な措置を講じるものとする。

（業務継続計画の策定等）

第 14 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置）

第 15 条 事業所は感染症の予防及びまん延防止の為、次の措置を講じるものとする。

- 2 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 担当職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（その他運営についての留意事項）

第 16 条 事業所は、看護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整

備する。

① 採用時研修 採用後 1 カ月以内

② 継続研修 年 2 回以上

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低 5 年間は保存するものとする。

5 事業所は、従業者に、その家族である利用者に対する指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）の提供をさせないものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 ResCare と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 7 月 17 日より一部改正、同日施行する。